

議案第 20 号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市国民健康保険税条例（平成18年橋本市条例第73号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	附 則 (上場株式等に係る配当所得に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の2第5項の規定の適用を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用による場合は、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
4・5 略	4・5 略 (株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
	3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の2第5項の規定の適用を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用による場合は、「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
	6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の規定の適用を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用による場合は、「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

		(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)			
7	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (先物取引に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	10 略 (先物取引に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る譲渡所得等の
7	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。	8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (先物取引に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	10 略 (先物取引に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る譲渡所得等の
8	略	(先物取引に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)	10 略 (先物取引に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る譲渡所得等の

		金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
9	略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	
10	略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	
11	一世帯又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特法及び地方税法の特例等に係る法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条件の額の合計額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件の額」とする。	
12	略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	
13	略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	
14	一世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件に係る配当所得を有する場合には、「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及ぼし山林所得金額並びに租税条約等の規定の適用に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特法及び地方税法の特例等に係る法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条件の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及ぼし山林所得金額の合計額」とあるのは「及ぼし山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件の額」とあるのは「及ぼし山林所得金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及ぼし山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条件の額」とする。	
15	略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の橋本市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。